



PwCベトナムニュースブリーフ

2026年2月1日から施行される 新たな通関手続

2025年12月





ご一読ください

12月18日、財務省は、通関手続、検査・監督、輸出入関税、および輸出入品の管理に関する通達38/2015および通達39/2018を改正する通達121/2025/TT-BTCを発行しました。

この新たな通達では、7月に公布された法律第90/2025/QH15号および政令第167/2025号によって導入された変更を反映しています。通達121は2026年2月1日から発効します。

主な変更点



01

税関システムを通じた間接価格協議

この通達は、税関の電子システムを通じて実施できる新たな間接価格協議の形態を追加しています。この新たな協議手段は、税関コンプライアンス評価の高い企業のみが利用できます。

02

廃棄手順に関するガイダンス

通達では、余剰原材料・消耗品、半製品・完成品、スクラップ、不良品・廃棄物、機械設備の廃棄に関するより詳細な手順を規定しています。廃棄手順に関する企業と税関の責任も規定されています。特に、リスク管理に基づく廃棄の監督は、生産過程で発生したスクラップ材料のみに適用され、不良品（phế phẩm）には適用されなくなりました。

03

輸出加工企業（EPE）に対する通関手続の施行有無の選択に関する厳格管理

通達では、EPEが通関手続きを行うか否かを選択できるケースの範囲を狭めています。例えば、EPE間で売買、リース、または貸し借りされる物品は、EPEが通関手続きを行わないことを選択できる取引とは分類されなくなりました。

主な変更点



04

EPEと国内企業間の取引に関する通関手続のガイダンス

通達ではEPEと国内企業間で売買、リース、または貸借される物品の通関手続に関するガイダンスを提供しています。改正された法律90/2025および政令167/2025に基づき、これらの物品は「みなし輸出入物品」として扱われないこととなります。

05

修理・リサイクルされた再輸入製品に対する個別基準

通達では、EPEを含む契約製造や委託製造活動に従事する企業に対し、一定の場合に修理またはリサイクルされる再輸入製品について、別個の材料/消費基準を確立することを要求しています。

06

新法・政令の規定とみなし輸出入(ICEI)手続の整合

通達では、ICEI物品に関する手続きは、法律90/2025、政令167/2025および政令18/2021の新たな規定と整合されます。

お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス :



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス :



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com



www.pwc.com/vn